

# 北海道森林管理局入札等監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：平成29年3月31日)

開催日及び場所		平成29年3月21日(火曜日) 第2会議室			
委員		寺田昌人(寺田公認会計士事務所) 野口幹夫(中島・野口法律事務所) 大滝裕子(大滝裕子税理士・行政書士事務所)			
審議対象期間		平成28年10月1日～平成28年12月31日			
審議対象案件		235件 うち、1者応札案件96件  契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件			
抽出案件		16件 うち、1者応札案件 6件 (抽出率6.8%) (抽出率6.3%)  契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 0%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		4件 うち、1者応札案件 1件  契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争		該当なし
			工事希望型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
	随意契約		0件		
業務	一般競争		2件 うち、1者応札案件 0件  契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
	指名競争	公募型競争		該当なし	
		簡易公募型競争		該当なし	
		その他の指名競争		該当なし	
	随意契約	公募型プロポーザル		該当なし	
		簡易公募型プロポーザル		該当なし	
		標準型プロポーザル		該当なし	
その他の随意契約		2件			

物品・役務等	一般競争	8件 うち、1者応札案件 5件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指名競争	該当なし
	随意契約（企画競争・公募）	該当なし
	随意契約（その他）	0件
(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	1 指名停止等一覧表において贈賄による逮捕をもって指名停止となっている案件があるが、例えば、指名停止後に誤認逮捕などのその責任を負わないことが明らかとなった場合の処理はどうなるのか。	1 指名停止後に当該案件の責任を負わないことが明らかとなった場合には、指名停止を解除することとなる。
	2 指名停止等一覧表において契約締結後半月あまりで契約を解除し、指名停止となった案件がある。 著しく信頼関係を損ねたことを理由として指名停止としつつも、指名停止期間は1ヶ月となっている。 短すぎるように感じるが如何か。	2 指名停止に係る通知等の基準に基づき、措置要件に応じて期間を検討した結果、1ヶ月の指名停止となったものである。
	3 抽出事案に係る個別資料では、案件により「入札執行調書」と「入札筆記書」と同じような二つの様式が使い分けられているが違いは何か。	3 「入札執行調書」と「入札筆記書」は、いずれも入札結果として作成されるものであり、治山・林道に係る工事やコンサル業務など、電子入札により入札を行った場合は、電子入札システムにおいて「入札筆記書」が作成され、電子入札システムを使用しない物品役務等の入札については、「入札執行調書」を作成することとしている。
4 今回の物品役務等に係る契約一覧では、これまでに比べ1者応札が相当多いように思われるが、何か理由は考えられるのか。	4 今回、物品役務等については台風等被害による林道維持修繕や除雪に係る建設機械賃貸借の発注が相当多く、これら契約において1者応札が多い傾向にあ	

		<p>った。 このことは、8月の台風災害に係る各復旧事業に伴い、各地区で建設機械に不足が生じ、結果1者応札が多くなったことが原因ではないかと考えられる。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>今回の審議案件については、適切に行われていたと判断する。</p>	

事務局：北海道森林管理局総務企画部業務調整課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

## 北海道森林管理局入札等監視委員会苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	平成29年3月21日（火曜日） 第2会議室			
委員	寺田昌人（寺田公認会計士事務所） 野口幹夫（中島・野口法律事務所） 大滝裕子（大滝裕子税理士・行政書士事務所）			
再苦情申立概要	申立日	件名	契約方式	契約月日
	該当なし			
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
委員会による意見の具申又は勧告の内容				